

名護	コザ		浦添
沖繩県市名	沖繩県市名		沖繩県市名
屋敷村及び伊是名村	具志川村、知念村、与那原村及比大数城島	具志川村、知念村、与那原村及比大数城島	具志川村、知念村、与那原村及比大数城島
			沖繩県
第三欄に掲げる地	第三欄に掲げる地		仲里村及び具志川
			沖繩県

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

この省令による改正後の第六条の企画官十四人のうち一人は、平成十五年三月三十一日まで置れるものとする。

厚生省令第七十二号

精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、精神保健福祉士法規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令

精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「に法第三条第一号に掲げる者に該当しないことを証する書面を添付し、これ」を削

様式第二（第11条関係）

精神保健福祉士登録申請書

フリガナ	氏名	性別	口男	口女
氏名	(姓) _____ (名) _____			
生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和	年	月	日
フリガナ	本籍地 は、その国籍			
現住所	都道府県 市町村			
郵便番号	〒 _____	電話番号	_____	
精神保健福祉士試験に合格した年月	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	試験合格証書番号	_____	

その

☐ 成年被後見人又は被保佐人

☐ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

その他

☐ 精神保健福祉士法（以下「法」という。）の規定その他の精神障害者の保護又は福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるもの（法施行令第1条）により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

☐ 法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

私は、精神保健福祉士の登録を受けたので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを知り、精神保健福祉士法施行規則第11条の規定により申請します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生大臣 丹羽 雄哉

指定登録機関代表者 _____

氏名 _____

収入印紙（消印しないこと。） _____

又は預印証書をはることを。

備考 1 該当する口は、口と記入すること。

2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。

3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。

4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申請書の各欄に記入するときは、必ず HB の鉛筆を使用すること。

また、文字等の訂正をする場合には、フラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第三及び様式第四の備考中「2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。」と「2 用

名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。」とある。

備考の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されてい

る書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用す

ることができる。

〇厚生省令第七十三号

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年

政令第四十一号)第四條第二項及び第三項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算

定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)の一部を

次のように改正する。

第五條第一項第一号中「四万九千二百二十八円三十銭」を「五万二千三百七十九円五銭」に、

「〇・三三三」を「〇・三三九」に、「〇・三三九」を「〇・三三九」に改め、同項第二号中「〇・一七〇三三」

を「〇・一三三九」に、「〇・一三三九」を「〇・一三三九」に改め、同項第三号中「〇・〇〇七二〇」を

「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第四号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第五号中

「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第六号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第七号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第八号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第九号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第十号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第十一号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第十二号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第十三号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第十四号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第十五号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第十六号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第十七号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第十八号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第十九号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第二十号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第二十一号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第二十二号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第二十三号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第二十四号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第二十五号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第二十六号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第二十七号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第二十八号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第二十九号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第三十号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第三十一号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第三十二号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第三十三号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第三十四号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第三十五号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第三十六号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第三十七号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第三十八号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第三十九号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第四十号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

二 次の掲げる額の合計額の四分の一に相当する額

イ 前年度における被保険者の見込数に対する老人保健法第二十五條第一項各号のいずれかに該

当する被保険者の見込数の割合(以下「老人加入率」という。)が百分の三十を超える場合に於

ては、前年度における老人保健医療費拠出金額から、国民健康保険の国庫負担金及び被用者

保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令附則第二十項に規定する退職被保険者等に係る老

人保健医療費拠出金相当額の二分の一に相当する額を控除した額(次項において「前年度老人

保健医療費拠出金負担額」という。)から同法第五十五條第三項中「その割合が上限割合(当該

割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令

で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)を超えるときは上限割合と

し」とあり、及び同法第五十六條第三項中「その割合が前々年度における上限割合を超え

るときは当該上限割合とし」とあるのは、「その割合」と読み替えて同法の規定を適用して算定し

た前年度における医療費拠出金の額を控除して得た額に十二分の四を乗じて得た額

□ 当該年度における老人加入率が百分の三十を超える場合に於ては、当該年度における老人

保健医療費拠出金額から、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定

等に関する政令附則第二十項に規定する退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額の

二分の一に相当する額を控除した額(次項において「当該年度老人保健医療費拠出金負担額」

という。)から同法第五十五條第三項中「その割合が上限割合(当該割合を超える保険者の見込

数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下

この項及び次条第三項において同じ。)を超えるときは上限割合とし」とあり、及び同法第五十

六條第三項中「その割合が前々年度における上限割合を超えるときは当該上限割合とし」とあ

るのは、「その割合」と読み替えて同法の規定を適用して算定した当該年度における医療費拠

出金の額を控除して得た額に十二分の八を乗じて得た額

附則第十七項中「平成十一年度」を「平成十一年度」に、「前年度における老人保健医療費拠出金額及

び老人保健法の規定を適用して算定した当該年度における医療費拠出金額」を「前年度老人保健医療

費拠出金負担額及び当該年度老人保健医療費拠出金負担額」に改める。

附則第十八項を次のように改める。

18 平成十一年度における調整対象需要額については、附則第二十項の規定により読み替えられた第

四條第一項第二号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において老人保健

法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額から、国民健

康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第

四十一号)附則第二十項に規定する退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額の二分の一

に相当する額を控除した額(以下「老人保健医療費拠出金額」という。)とあるのは「老人保健法

(昭和五十七年法律第八十号)の規定による平成十一年度における医療費拠出金の納付に要した費用

の額から、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭

和三十四年政令第四十一号)附則第二十項に規定する退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金

相当額の二分の一に相当する額を控除した額に十二分の四を乗じて得た額と同法の規定による平成

十一年度における医療費拠出金の額から、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出

金等の算定等に関する政令附則第二十項に規定する退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相

当額の二分の一に相当する額を控除した額に十二分の八を乗じて得た額との合算額(以下この項に

において「平成十一年度調整交付金対象老人保健医療費拠出金額」という。)、と「当該期間における

老人保健医療費拠出金額」とあるのは「平成十一年度調整交付金対象老人保健医療費拠出金額」と

する。

附則第十九項中「平成十一年度」を「平成十一年度」に、「四万九千二百二十八円三十銭」を「五万二

千三百七十九円五銭」に、「五万七百三十三円六銭」を「五万四千四百八十四円九十九銭」に、

「〇・三三九」を「〇・三三九」に、「〇・三三九」を「〇・三三九」に改め、同項第二十号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第二十一号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第二十二号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

同項第二十三号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、同項第二十四号中「〇・〇〇七二〇」を「〇・〇〇七二〇」に改め、

一般被保険者に係る保険料収納割合 (%)				減額率 (%)
一般被保険者数 1 万人未満である市町村	一般被保険者数 1 万人以上 5 万人未満である市町村	一般被保険者数 5 万人以上 10 万人未満である市町村	一般被保険者数 10 万人以上である市町村	
91 以上 93 未満	90 以上 92 未満	89 以上 91 未満	88 以上 90 未満	5
88 以上 91 未満	87 以上 90 未満	86 以上 89 未満	85 以上 88 未満	7
85 以上 88 未満	84 以上 87 未満	83 以上 86 未満	82 以上 85 未満	9
82 以上 85 未満	81 以上 84 未満	80 以上 83 未満	79 以上 82 未満	11
79 以上 82 未満	78 以上 81 未満	77 以上 80 未満	76 以上 79 未満	13
75 以上 79 未満	75 以上 78 未満	75 以上 77 未満	75 以上 76 未満	15
75 未満	75 未満	75 未満	75 未満	20

平成十二年三月三十一日

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第九号イの改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の第五条第一項、第七條及び別表第四の規定は平成十一年度分の調整交付金から適用し、この省令による改正後の附則第十三項から第十九項までの規定は平成十一年度に係る調整交付金について適用する。

○厚生省令第七十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項及び沖繩の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（昭和四十七年政令第九十一号）第二条の規定に基づき、並びにこれらの政令を実施するため、厚生省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生省定員規則の一部を改正する省令
厚生省定員規則（昭和四十四年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。
第一項の表を次のように改める。

区 分	定員令第一条定員	特措法政令定員	計
本 省	五七、五四七人	八四六八	五八、三九三人
社 会 保 険 庁	一七、二〇二人	二〇七人	一七、四〇九人
合 計	七四、七四九人	一、〇五三人	七五、八〇二人

附 則

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
2 本省及び社会保険庁別の行政機関職員定員令第一条に規定する定員（以下この項において「定員令第一条定員」という。）は、次の表の期間の欄に掲げる期間は、改正後の厚生省定員規則第一項の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

区 分	期 間	定員令第一条定員
本 省	平成十二年六月三十日までの間	五八、三六一人
	平成十二年七月一日から同年九月三十日までの間	五八、三六一人
	平成十二年十月一日から同年十一月三十日までの間	五七、八九五人
	平成十二年十二月一日から同年三月三十一日までの間	五七、八七五人

社会保険庁 平成十二年六月三十日までの間

平成十二年七月一日から同年十二月三十一日までの間

一七、二八〇人
一七、二五六人

○厚生省令第七十五号

理容師法施行令及び美容師法施行令の一部を改正する省令（平成十二年政令第六十六号）の施行に伴い、並びに理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第四項及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第六項の規定に基づき、理容師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

理容師法施行規則等の一部を改正する省令
（理容師法施行規則の一部改正）

第一条 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第九号）の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第十条中「第四条」を「第五条」に改める。

第十七条見出し中「交付」の下に「及び手数料」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の申請をする場合には、手数料として二千六百円を国に納めなければならない。

第十七条の次に次の一項を加える。

（手数料の納入方法）

第十七条の二 第十五条第一項の出願又は前条第一項の申請をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはなければならない。

第十八条中「とあるのは」を「とあり、及び「国」とあるのは」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により読み替えて適用する第十七条第二項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一項に規定する場合においては、前条の規定は適用しない。

附則第四条第二項を次のように改める。

2 第十七条第二項、第十七条の二及び第十八条の規定は、前項の合格証明書の交付の申請について準用する。この場合において、第十七条第二項中「前項」とあり、及び第十七条の二中「第十五条第一項の出願又は前条第一項」とあるのは「附則第四条第一項」と、受験願書又は申請書」とあるのは「申請書」と、第十八条第一項中「第十五条第一項、第十六条及び第十七条」とあるのは「第十七条第二項及び附則第四条第一項」と読み替えるものとする。

項及び附則第四条第一項」と読み替えるものとする。

（理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第二条 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第四条」を「第五条」に改める。

（美容師法施行規則の一部改正）

第三条 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第十条中「第四条」を「第五条」に改める。

第十七条見出し中「交付」の下に「及び手数料」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の申請をする場合には、手数料として二千六百円を国に納めなければならない。

第十七条の次に次の一項を加える。

（手数料の納入方法）

第十七条の二 第十五条第一項の出願又は前条第一項の申請をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはなければならない。

第十八条中「とあるのは」を「とあり、及び「国」とあるのは」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により読み替えて適用する第十七条第二項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一項に規定する場合においては、前条の規定は適用しない。

附則第四条第二項を次のように改める。

2 第十七条第二項、第十七条の二及び第十八条の規定は、前項の合格証明書の交付の申請について準用する。この場合において、第十七条第二項中「前項」とあり、及び第十七条の二中「第十五条第一項の出願又は前条第一項」とあるのは「附則第四条第一項」と、受験願書又は申請書」とあるのは「申請書」と、第十八条第一項中「第十五条第一項、第十六条及び第十七条」とあるのは「第十七条第二項及び附則第四条第一項」と読み替えるものとする。